

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれれるでしょう。

## 01 雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設

2022年1月1日より、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所の労働時間を合計した週の所定労働時間が20時間以上、かつ、それぞれの事業所において雇用見込みが31日以上である場合、特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができます。資格の取得・喪失手続きは、労働者本人が行います。

## 02 傷病手当金の支給期間の取扱い変更

私傷病で欠勤した場合に受け取れる傷病手当金の取扱いが、2022年1月から変わります。これまでは、支給期間は支給が開始された日から最長1年6ヶ月で、途中で仕事に復帰した後に再び同じ傷病で欠勤した場合でも、支給開始日から1年6ヶ月を超えると支給されませんでした。改正後は、支給開始日から支給期間を通算して1年6ヶ月間支給されることとなります。

## 03 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

## 04 固定資産税の償却資産に関する申告

その年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

## 05 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

## 06 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かに限らず、すべての給与受給者に交付しましょう。

## 07 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書などを確認の上、提出しましょう。